

【新規申請者】および【継続申請者】の方へ

高等教育の修学支援新制度「授業料減免」について

「高等教育の修学支援新制度（授業料等減免）」のみを申請する方は下記期日までに申請を行ってください。

○対象者

- ①住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生
- ②意欲のある学生（成績不良の場合は支援を打ち切られることがあります）

※審査に時間がかかりますことをご了承ください。

※既に今年度新規で「給付奨学金」を申請された方は、「授業料減免」申請は提出済です。

給付奨学金が廃止・休止・停止中の方は申請できません

○支援内容：授業料減免

○提出期日：**令和4年5月13日(金)18:00まで**

○必要書類：

【「授業料減免」の申請者】

申請書（A様式1）	全員
所得証明書	全員
成績証明書	全員
様式1別紙1	「日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報」の欄が記入できない方（該当者のみ）
様式1別紙2	編入学又は転入学する前に、在籍していた学校が2つ以上ある場合（該当者のみ）
様式1別紙3	家計急変による申し込みの場合（該当者のみ）
様式1別紙4	休職中の方（該当者のみ）

【留意事項】

- ・本学独自の「進学をあきらめないで奨学生制度」や本学の「授業料免除及び徴収猶予」を申請・適用されている方は、新制度の申請を行ってください。
- ・「給付奨学金」と「授業料減免」の認定の要件は同一のため、「給付奨学金」へ申し込んだ結果、認定を受けることが出来なかった場合は、「授業料減免」の支援についても受けることはできません。

※本学ホームページに様式を掲載しています。各自で印刷し、学生生活課まで期日までに提出してください。